

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

1 日 時 平成25年7月9日（火）10:00～12:10

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供
- (2) 統計データ・アーカイブの整備
- (3) その他

5 議事概要

- (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

事務局から、資料1及び参考1に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から資料2に基づき統計データの二次的利用について、それぞれ説明が行われた。

i) 調査票情報の提供について、主な意見等は、次のとおり。

- ・統計の二次的利用を議論するときの重要点は、調査票情報の秘匿性の向上を図りつつ、統計データの有用性を保つこととの兼ね合いである。オンサイト施設の利用やプログラム集計送付の方法で個人情報の秘匿性が高まることが期待されるが、その際は統計データの有用性を保つ工夫も必要となる。
- ・オンサイト施設の設置は、情報管理者を置くことなどから施設側の費用面も含めた負担が大きい。参照不可能型のプログラム送付集計方法は、利用者の手間はかかるものの、施設側の負担が少なく、多くの施設設置が見込まれる可能性がある。ただし、その円滑な導入のためには、テストデータや政府データのメタデータが簡潔かつ十分な形で準備されていることも必要。
- ・統計情報の秘匿性の向上を図りつつ、データの有用性を保つことは必ずしも容易ではない。現在の調査票情報の直接提供は利用者の利便性が高い利用形態であるはあるが、個人情報の秘匿性という点で危うい点もある。しかし、現在の利用形態の急な変更にも困難が伴うので、次善の策としてオンサイト利用やプログラム

送付型をどのような形で運用していくかが重要であり、将来を見据えて計画的に対応することが望ましい。

ii) 匿名データの課題について、主な意見等は、次のとおり。

- ・匿名化の程度については、名前と住所を匿名にする「外形的匿名化」、コストがかかりすぎることから利用者が匿名化を外す努力を諦める「実質的匿名化」、利用者が匿名化を外せない「絶対的匿名化」の三種類あるが、今後、匿名データの種別や年次を追加する上で、どのように匿名化の度合いで設定していくのが問題になる。

また、プログラム送付集計に使用するテストデータと匿名データには関係性がないのか。絶対的匿名化がされた匿名データが作成されていれば、テストデータとして使用できるのではないか。

→秘匿措置をどこまで行うかは、データの有用性の確保とのバランスの考えることが必要。基幹統計調査に係る匿名データは統計委員会の匿名データ部会でご議論いただいた上で、「実質的匿名化」相当のデータになっている。一方、絶対的な匿名化については実施している国としていない国があり、使用目的としては大学の教育用として使われることが一般的であると思う。プログラム送付集計のテストデータとして使用することについては、データのレイアウトが調査票情報とは異なっていることなどがあり、今後の検討が必要である。

- ・現在、匿名データの利用に当たっては他の統計調査とのリンケージは認められていない。他の調査とのリンケージを認めることについては、個人情報保護の関係から慎重に考える必要がある。
- ・オープンデータの利用拡大によって、リンケージを防ぐことが困難になり、個人情報保護に抵触するケースが出てくるかもしれない。
- ・匿名データの年次や種別を追加する上で、何か課題等はないか。
- ・国民生活基礎調査の匿名データについて、年次拡大を進めているが、有識者にご協力をいただき、匿名データを作成した当初に統計委員会から示された「今後の課題」の検討も進めている。匿名化技法について検討を行っているが、匿名データ利用を促進しつつ、利用者ニーズを把握したうえで年次拡大を進める必要があるとご指摘をいただいている。
- ・農林業センサスについて匿名データ化を検討しているが、利用者のニーズを考えたときに、2005年調査と2010年調査の構造変化を分析できるように提供することが適当だと考えている。農業事業者は他産業よりも特定されやすいので匿名化が難しいことや、調査実施後5年の期間を置くこともあり、有識者の意見を聴きながら慎重に検討を進めたい。
- ・世帯対象の調査と比べると、事業所対象の調査は既存の有価証券報告書などの外部のデータによって匿名化が破られる危険性が高いと考えている。
- ・オーダーメイド集計については、去年よりも受付期間や提供対象年次を拡充している。
- ・オーダーメイド集計については、対象調査の拡大を続けており、これからも対象年次を拡大していきたい。匿名データについては、事業所のデータは扱い方が難

しいが、世帯対象の調査では、当方としても、これまでの匿名化の実績の蓄積があると考えている。匿名データの年次追加に当たり、現在は調査事項を一つ追加した場合でも統計委員会で審議する必要があるが、例えば、ガイドラインを諮問して、その答申に則っている限り包括的に匿名化が認められるとするならば、より迅速にデータが追加されるようになるのではないか。

→匿名データを作成するときは、統計法第35条第2項によって、統計委員会の諮問、答申が必要になっているが、単なる年次追加など調査内容が既に統計委員会に諮問した内容とほぼ同じものとみなすことが出来る場合においても、改めて諮問を必要とする趣旨ではなく、運用上も調査事項を一つ変えるだけで、必ずしも諮問、答申を要するものではない。

- ・ 諮問・答申が不要とされる、すなわち軽微の案件として処理する判断基準を具体的に設けることはできないか。
- ・ 必要性は感じるが、各調査毎の判断基準が異なるため、予めガイドライン等で標準的な基準を作成することは困難と思われる。
- ・ 統計委員会匿名データ部会において、諮問された調査に係る判断基準を策定し、以後は判断基準に基づいた調査事項を形式的にチェックするという方法を採用すれば、諮問の要否の判断が容易になると考える。
- ・ 今後、蓄積を図りながら、検討していくことが必要かと考える。また、年次を追加する上で、ガイドラインで挙げられている例では、調査実施後5年の期間を置くことになっているが、この点についてご意見を伺いたい。

→調査実施の際、客体に対し、調査結果の匿名データ化は一定程度期間が経過してから実施することを説明する必要があること、調査一回分の期間は空けることが必要と考える。一回分の期間はインターバルとして開けることが必要と考える。

→世帯対象の調査では年齢や家族構成などプライバシーに関わるものが多く、5年間の基準は守っていただきたい。

→調査客体との信頼関係を考慮すると、5年間の期間を空けることは必要である。

iii) オーダーメイド集計の課題について、主な意見等は、次のとおり。

- ・ オーダーメイド集計の提供範囲については、オープンデータ化の推進の議論も行われている中で、その拡大についても検討する必要があるのではないか。どこまで利用制限をかけるのが問題となる。
- ・ 一般企業、一般個人にとっては、オーダーメイド集計の利便性や汎用性が確保されていることが重要であり、一般企業や個人のニーズを確実に把握した上で対象調査の拡大が必要である。
- ・ 調査回答者がオーダーメイド集計を利用できるということが、提供範囲の拡大の基準になるのではないか。ただし、サンプリング調査の場合は回答者が限られることから、調査対象外となったためにオーダーメイド集計を利用できないという企業等が発生してしまう。これを回避する一つの方法として、調査設計時に調査への回答を志願する企業等に対してはオーダーメイド集計を提供できるような方法も考えられる。

- ・統計調査に協力しない企業や個人がオーダーメイド集計を利用することを認めるべきかどうかについては議論になるところである。こうしたフリーライダーの申請は認めないことが基本になると考える。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供については、秘密の保護に配慮しつつ、新統計法下の新たな取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においては、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案し、統計データの二次的利用についての更なる取組を進める必要がある。
 - i) 調査票情報の提供については、セキュリティの確保を図った上で、オンサイト施設の利用を促進するとともに、プログラム送付型集計・分析用のシステム開発、技術的整備を早急に行い、実用化に向けた検討を進めていく。
 - ii) 匿名データについては、利用者のニーズや匿名化と有用性の確保を留意しつつ、提供するデータの種類や年次の追加を進めていく。また、年次追加に伴う委員会審議についても、効率化を進める必要がある。
 - iii) オーダーメイド集計については、法的な整理等も含め、利用制限の緩和についての検討を行う。また、オーダーメイド集計の調査種類及び年次の拡大するにあっても、利用者ニーズを確実に把握する必要がある。
- ・上記の取組に当たっては、利用に際しての申出・審査の可能な限り事務の効率化、簡素化を図る必要があるのではないか。また、新たな利用形態の追加や既存の利用形態の拡充、利用条件の変更を行う上で発生するコスト等については、利用料金等への反映も含めて検討していく必要があるのではないか。
- ・なお、統計調査に非協力的な企業等からのオーダーメイド集計等の利用申請については、いわゆるフリーライダーの防止の観点から、原則として認めない方向とすることなどを検討してはどうか。

なお、平成 25 年 6 月 27 日に開催された基本計画部会において、「事業所母集団データベース」に記録されている情報の二次的利用の可能性について議論が行われたことから、第 3 WG としても考え方を整理するため、総務省政策統括官室より事業所母集団データベースの概要について説明が行われた。説明後、座長より、事業所母集団データベースの本格的運用は今年の 1 月から開始されたばかりであるため、現在はデータの整備に注力すべきであり、二次的利用については将来の課題として位置づけてはどうか、という発言があった。

(2) 統計データ・アーカイブの整備

事務局から、資料 1 に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から、資料 2 に基づき統計データ・アーカイブについて、それぞれ説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・統計データの二次的利用が進展した際の課題として、一般ユーザーがアクセス可能な範囲を決める必要があるのではないか。行政が使うものと、一般が使うもののア

クセス範囲に差異はあるか。

→アクセス範囲は異なってくるものと考えている。

・統計データ・アーカイブにおいて保管される「調査票原票」とは、調査で回収した紙媒体なのか。もしくは、個人情報を残して、又は削除してデータ化したものなのか。

→調査票原票は、紙媒体に加え、個人情報を残してデータ化したものも含むと考える。

しかし、統計データ・アーカイブにおいて二次的利用のために保存する調査票情報は、調査票原票から個人情報が削除されたものになると考える。

・統計データ・アーカイブについては、歴史的な資料としての調査票原票の利用に関するものと、データの二次的利用を目的とするものと論点を二つに分ける必要がある。

→統計データ・アーカイブの論点はどの部分であるかについて、本WGにおいて整理する必要があると考える。

・「統計データ・アーカイブ」という名称では、収録データの二次的利用に焦点を当てていることが分かり辛いので、名称を変更することも検討してはどうか。

【廣松座長による取りまとめ】

・統計データ・アーカイブの整備については、論点の絞り込み等を行っている段階であり、現行の計画期間内に結論を得ることが難しいが、次期基本計画中に結論を得たいとしていることから、引き続き、取組を行うことを求める。

その際、統計データ・アーカイブは統計データの二次的利用を目的とし、対象範囲を調査票原票を除いた調査票情報等に限定するとともに、調査票情報等を活用する上で必要なメタデータの整備を拡充する方向で検討を進めることとしてはどうか。

なお、「統計データ・アーカイブ」という名称については、アーカイブに収録されている統計データを二次的に利用に焦点を当てていることが分かり辛いいため、名称の変更を含めて今後の検討を行っていったらどうか。

・また、現行基本計画の別表の「調査票情報の保管方法」の項目については、適切に対応しており、評価することとし、次期基本計画においても、引き続き、継続的な取組を図る必要がある。

(3) その他

・前回の会議において、社会保障・税番号制度の概要等について説明してほしいという委員からのご意見を受けて、総務省政策統括官室が説明を行った。

・次回の会合は、7月23日（火）の10時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>